

平成18年度第2回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

平成18年10月31日(火)
午後1時30分～午後3時
平塚市南附属庁舎2階E会議室

出席者

(出席委員)

佐々委員 馬場委員 小椋委員 荒井委員 鈴木委員 古尾谷委員 山田委員 井澤委員 山口委員

(9人出席 國安委員 今井委員 船水委員 田中委員 欠席)

(事務局)

神谷担当部長 大野高齢福祉課長 岸課長代理 桐山課長代理 栗田主査 加治屋主査 佐倉主事 遠藤主事

1 担当部長挨拶

2 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第6条第2項により会議は成立。また、第8条により会議は公開となっているが、会議の傍聴者はなし。

(1) 報告1 平塚市地域包括支援センター事業報告について

<事務局> 資料「平成18年度平塚市地域包括支援センター事業報告」に基づいて説明

《質問・意見》

<委員> 事業報告書の(6)相談内容の表中で、虐待の件数が22件とあるが、その詳細について説明してください。

<事務局> 22件については、地域包括支援センターにおいて相談を受け、今後関わっていくという判断での数字です。中には、地域で見守りをしていくという事例もあり、また市などの行政も関わっていくという事例も含まれています。

<委員> 相談をして来られるのはどんな方が多いのでしょうか。

<事務局> やはり実の息子さんや娘さんからの相談などが多くの割合を占めています。

<委員> 虐待の内容についての情報を知りたいといった場合については、地区の社会福祉協議会から地域包括支援センターへ問い合わせなければならないのでしょうか。出来れば地区の社会福祉協議会や民生委員と地域包括支援センターが何か連携を取ればと思うのですが。

<事務局> 現在、地域包括支援センターも含めてネットワークの準備会を進めておまして、地区の社会福祉協議会や自治会などの地域の機関とも連携を取り、情報の共有化を進めていきたいと考えています。現段階では、

それらの機関とどのような手順で調整を進めていけばいいのかを慎重に検討している段階です。在宅介護支援センターからの地域でのつながりといったものも活かしていきたいと考えています。

<委員> 在宅介護支援センターの頃には、各センターと地区の社会福祉協議会との間で連携を取り情報のやり取りを行っていましたが、地域包括支援センターになってそういったやり取りが途絶えてしまっています。相談件数や相談内容について年に数回でもよいので地域包括支援センターとの間で情報連絡会などを開催したいと考えていますが、そういったことについては、地区の社会福祉協議会から地域包括支援センターに声をかけなくてはならないのでしょうか。

<事務局> 地域包括支援センターは現在、地区の社会福祉協議会や民生委員、町内福祉村などの地域の様々な団体とどのように連携を取っていかようか思案している状態です。地域包括支援センターは在宅介護支援センターよりも機能的に充実しているので、今まで以上に地域福祉に反映できると考えています。しかし、4月に立ち上がったばかりで、まだ準備が整っていない面もあり、介護保険の要支援1や2の方への新予防給付のケアプラン作成に多くの時間を割かれてしまっているのが実情です。しかし、実際に地区の社会福祉協議会と連携を取り始めている地域包括支援センターもあるので、今後連携を取るべく体制作りを進めていきます。

<委員> 資料(6)の相談内容の中で22件の虐待の把握があり、(14)の地域包括支援センター会議開催状況の中で、虐待ネットワーク関係会の開催回数が25回とありますが、その相談内容についてはすべて関係会で諮り何らかの調整を取っているのでしょうか。また、市と地域包括支援センターとの関わりについてですが、虐待の相談内容について市がどのように地域包括支援センターから吸い上げ、解決しているのでしょうか。

<事務局> 地域包括支援センターの会議開催の中での虐待ネットワーク関係会というのは、個々のケース検討会という趣旨ではなく、ネットワークの準備会という位置付けになっています。そういったケース検討についての回数は「その他」の開催回数に入っています。また、2つ目の質問ですが、地域包括支援センターで把握したケースについては市へ報告してもらっています。そして、市の地区担当のケースワーカーと地域包括支援センター職員や民生委員を含めてケース検討をします。

<委員> 資料の(11)の虐待の主たる内容で、身体的虐待というのがあり、これは圧倒的に多いのですが、どんな身体的虐待なのかについては、民生委員にしてもなかなか把握できないのが現状となっていますが、具体的にはどのような状況でしょうか。もう1点として、資料の(3)の相談方法の中で「その他」とありますが、具体的にはどのような内容でしょうか。

<事務局> 資料(3)の「その他」についてはメールやFAXでの方法を集計しています。また、1つ目の身体的虐待についての内容について2、3のケースを挙げて説明します。1例としては、デイサービスセンターの事業所からの通報で、利用者の方に顔に不審な痣があると写真を撮って来られました。そして市の職員がデイサービスセンターに出向き本人と面談し、

どのようにその事を捉えているのか、どうしてほしいのか、その傷が本当に虐待によるものなのかということをお話ししました。また、警察にも地区にこういう方がいるのでという報告をしました。しかし、事業者から家族に問い合わせたところ、本人の家族はそんな事はやっていないとの事でした。事業者から市への報告はあったので、市も関わっていますが、その事について家族にはまだ知らせていません。どこの段階で家族に知らせるか、その家族の信頼をどう取っていくのかということについて、現在慎重に検討している状況です。また、そのような状況で民生委員や地区の社会福祉協議会と連携を取り一緒に関わってしまうと、個人の情報の漏えいについて家族の方が不審に思い様々な関係を閉ざしてしまい、本人の虐待が今以上に酷くなる危険性があるので、今の段階では経過を見ているのが現状です。また無理心中を図り事件になったケースや、母親に腹を立てた父親が息子と喧嘩をして警察沙汰になったケースなどがありました。このようなケースに対応する中で、本人の言い分を一方的に聞いていると、本人だけが被害者という感じなのですが、家族の話しを聞いてみると家族にもそれぞれ言い分があるということが分かります。そのような状況を踏まえて調整を図りながら本人については保護などの措置を取り、家族についてはいろいろ話しを聞きながら対応していくという支援をしています。ただ虐待についてはその家族の方々が暮らしてきた生活背景があり、対応を間違えると虐待が酷くなってしまう場合もあり、慎重に対応を進めていかなければならないと感じています。

<会長> 様々な話しがありましたが虐待については、どこまでが虐待なのかという判断がかなり難しく、その対応もまた難しい点があるのですが、行政としてはこれから様々なケースに対応する中で方策を検討していったほうがいいと思います。

(2) 報告2 ネットワーク準備会の進捗状況について

<事務局> まず、何についてのネットワークなのかという点について説明いたします。地域包括支援センターにおけるネットワークの構築については、当初4月から高齢者虐待防止法が施行されたことに伴いまして、養護者による高齢者虐待の防止についてのネットワークについての構築を予定していました。6月に第1回目として地域包括支援センター職員の中でネットワークの担当者を決めてもらい、地域包括支援センターが8か所あるので8名を選んでもらい、市の担当者とともに高齢者虐待の防止のためのネットワーク検討を進めてきました。地域包括支援センターへの聞き取り調査などを踏まえると、虐待の起こっている原因については、本人の認知症などや本人を取り巻く家族環境が複雑に絡み合っている場合が多いことが分かりました。平塚市においては虐待ケースにだけ着目するのではなく、様々な困難ケースに対応できるネットワーク作りを構築するという方向で動くことにしました。現在の地域包括支援センターにおけるネットワークの構築についての進捗状況ですが、6月の第1回目の話し合いを経て、7月から8月にかけて市の職員により各地域包括支援センターの状況

調査を行いました。そこで地域の特性や地域包括支援センターが取り組んでいる状況、今後の課題などを共有して、9月、10月の準備会を重ねてきました。そこでは、地域包括支援センターを取り巻く様々な社会資源などへの働きかけをどのように進めていけばよいのかを検討している段階です。

《質問・意見》

特になし。

(3) 報告3 地域包括支援センターシステム導入の進捗状況について

＜事務局＞ 資料3「地域包括支援センターシステム導入について」に基づいて説明

《質問・意見》

特になし。

(4) その他

＜事務局＞ 資料2「介護予防事業・任意事業の進捗状況」に基づいて説明

《質問・意見》

＜委員＞ 資料の中で水浴訓練事業については南部福社会館での実施とありますが、市内の施設としては南部福社会館だけがそういった事業を実施できる施設なのでしょうか。

＜事務局＞ プールがある市内の公的な施設としては総合公園の体育館内のプールと南部福社会館のプールがあるのですが、南部福社会館については元々高齢者と障害者に対してのプールを設置した施設であって、手すりやスロープ等も付いている施設で、専門の指導員も付いて指導しています。

＜委員＞ その水浴訓練事業の最後に体力測定を実施とあるが、具体的にはどのような内容でしょうか。

＜事務局＞ 4～5項目の測定項目があり、握力測定、10メートルを何秒で歩けるかという測定、3メートル間隔で椅子を置いて、座って立ち上がって椅子の周りを回ってまた椅子に座るまで何秒かかるか、片足立ちで何秒まで立っていられるかという測定などを事業に参加してもらう前と後に行って効果を見ます。

＜委員＞ 事業に参加してもらった後に、その効果を維持するために継続的に何か他の事業に参加できるような内容はあるのでしょうか。

＜事務局＞ 特定高齢者については、事業に参加した後にどのように体力を維持させるかが課題となっています。旭や南原、四之宮などの地域において自主的に活動している団体があるのでそういったところを紹介したり、一般高齢者向けの事業を紹介したりしています。

＜委員＞ 資料「新予防給付における口腔機能の向上」についての説明及び菓子を使っての舌の運動や嚥下・唾液分泌機能の確認作業、口の周りの筋肉や顔面の運動を実施。「口」は健康の入り口という前提に立って、健康で快適な生活を維持するための日々の具体的な注意点や運動などを説明。

3 閉会

<会長> 事務局から他に何かありますか。

<事務局> 次回の平塚市地域包括支援センター運営協議会の開催については、
来年1月下旬から2月上旬に予定しています。

以上